

議案第 33 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改める。

第26条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年大口町条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行する。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>16万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>14万円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢</p>

新	旧
<p>者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>24万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、<u>附則第16項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は平成29年1月1日から施行する。</p> <p>2 略</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の趣旨

国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、この条例の一部を改正します。

### 2 改正概要

#### (1) 課税限度額の改正（第2条関係）

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を、次のとおり引き上げます（下線部分）。

#### ア 基礎課税分

区分		税率等【改正前】	税率等【改正後】
応能割	所得割	4.0%	4.0%
	資産割	10.0%	10.0%
応益割	均等割	24,000円	24,000円
	平等割	24,000円	24,000円
課税限度額		<u>510,000円</u>	<u>520,000円</u>

#### イ 後期高齢者支援金等分

区分		税率等【改正前】	税率等【改正後】
応能割	所得割	1.5%	1.5%
	資産割	5.0%	5.0%
応益割	均等割	7,800円	7,800円
	平等割	7,200円	7,200円
課税限度額		<u>160,000円</u>	<u>170,000円</u>

#### ウ 介護納付金分

区分		税率等【改正前】	税率等【改正後】
応能割	所得割	1.1%	1.1%
	資産割	5.0%	5.0%
応益割	均等割	7,800円	7,800円
	平等割	7,200円	7,200円
課税限度額		<u>140,000円</u>	<u>160,000円</u>

(2) 軽減対象所得基準額の改正（第26条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます(下線部分)。

ア 5割軽減

現行の加算額24万5千円を、26万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋ <u>24万5千円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋ <u>26万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)を超えない世帯

\*特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

(例) 世帯の合計所得84万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円＋24万5千円×2人(加入者である夫と妻)  
＝82万円<84万円 …5割軽減に該当しない

【改正後】 33万円＋26万円×2人(加入者である夫と妻)  
＝85万円>84万円 …5割軽減に該当する

イ 2割軽減

現行の加算額45万円を、47万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円＋ <u>45万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円＋ <u>47万円</u> ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)を超えない世帯

(例) 世帯の合計所得125万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円＋45万円×2人(加入者である夫と妻)  
＝123万円<125万円 …2割軽減に該当しない

【改正後】 33万円＋47万円×2人(加入者である夫と妻)  
＝127万円>125万円 …2割軽減に該当する

\* 7割軽減(改正なし)

合計所得金額が33万円を超えない世帯
--------------------

【参考】軽減額一覧表

	国保 加入 者数	加入者全員 の所得合計	基礎課税分		後期高齢者 支援金等分		介護納付金分	
			軽減額		軽減額		軽減額	
			均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
			24,000 円	24,000 円	7,800 円	7,200 円	7,800 円	7,200 円
7 割 軽 減	1 人	330,000 円以下	16,800 円	16,800 円	5,460 円	5,040 円	5,460 円	5,040 円
	2 人		33,600 円		10,920 円		10,920 円	
	3 人		50,400 円		16,380 円		16,380 円	
	4 人		67,200 円		21,840 円		21,840 円	
5 割 軽 減	1 人	590,000 円以下 ( 575,000 円以下)	12,000 円	12,000 円	3,900 円	3,600 円	3,900 円	3,600 円
	2 人	850,000 円以下 ( 820,000 円以下)	24,000 円		7,800 円		7,800 円	
	3 人	1,110,000 円以下 (1,065,000 円以下)	36,000 円		11,700 円		11,700 円	
	4 人	1,370,000 円以下 (1,310,000 円以下)	48,000 円		15,600 円		15,600 円	
2 割 軽 減	1 人	800,000 円以下 ( 780,000 円以下)	4,800 円	4,800 円	1,560 円	1,440 円	1,560 円	1,440 円
	2 人	1,270,000 円以下 (1,230,000 円以下)	9,600 円		3,120 円		3,120 円	
	3 人	1,740,000 円以下 (1,680,000 円以下)	14,400 円		4,680 円		4,680 円	
	4 人	2,210,000 円以下 (2,130,000 円以下)	19,200 円		6,240 円		6,240 円	

\* ( ) …改正前

### 3 施行期日

6 月本査定前の平成 27 年 5 月 31 日までに地方税法施行令の改正が施行された場合に、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものです。